

# 青森県報

号外第九十七号

平成二十六年 十二月二十二日	(月曜日)
-------------------	-------

- 点ウ 点工から正東の線と東経百四十一度四十分の線との交点  
 点工 尻屋崎灯台中心点  
 区管内の海域  
 制限期間  
 平成二十七年一月一日から平成二十七年十二月三十一日まで

青森県東部海区漁業調整委員会指示第十号	東部海区管内におけるまぐろ等はえなわ漁業の操業の指示（事務局）：一
青森県東部海区管内におけるまぐろ等はえなわ漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。	平成二十六年十一月二十一日

## 海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会

目 次

青森県東部海区漁業調整委員会指示第十号

青森県東部海区管内におけるまぐろ等はえなわ漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十六年十一月二十一日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 富田由廣

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、総トン数二十トン未満の動力漁船を使用して行うマグロ、ブリ又はサメの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業をしてはならない。

### 一 制限海域

1 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた青森県東部海区管内の海域

点ア 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱（基点第九号）

点イ 点アから正東の線と東経百四十一度三十五分の線との交点

(発行所 青森市 青長・島 一行人 森目一 番一 県号
(印刷所 青森市 東二 奥間販 印町人 刷三丁 株目一 式番会七 社号
定価小口一枚二付十五円四十四銭

毎週月・水・金曜日発行